

令和2年度改正	現 行	備 考
<p data-bbox="320 604 1133 688">測量業務共通仕様書</p> <p data-bbox="546 1444 908 1512">令和 <u>2年</u> 8月</p> <p data-bbox="546 1625 908 1692">富山県土木部</p>	<p data-bbox="1578 604 2392 688">測量業務共通仕様書</p> <p data-bbox="1804 1444 2166 1512">令和 <u>元年</u> 8月</p> <p data-bbox="1804 1625 2166 1692">富山県土木部</p>	

測量業務共通仕様書 新旧対照表

令和2年度改正	現 行	備 考
<p><b>第25条 発注者の賠償責任</b></p> <p>発注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行<del>わなければならない</del>。</p> <p>(1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合</p> <p><b>第26条 受注者の賠償責任</b></p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償<del>又は履行の追完</del>を行<del>わなければならない</del>。</p> <p>(1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) 契約書第39条に規定する<del>契約不適合責任</del>として請求された場合</p> <p>(3) 受注者の責により損害が生じた場合</p> <p><b>第32条 安全等の確保</b></p> <p>(中略)</p> <p>8 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 屋外で行う測量業務等に伴い伐採した立木等を<del>野焼きしてはならない</del>。なお、<del>処分</del>する場合は、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、<del>必要</del>な措置を講じなければならない。</p>	<p><b>第25条 発注者の賠償責任</b></p> <p>発注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行<del>うものとする</del>。</p> <p>(1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合</p> <p><b>第26条 受注者の賠償責任</b></p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合には、損害の賠償を行<del>うものとする</del>。</p> <p>(1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) 契約書第39条に規定する<del>かし責任に係る損害が生じた</del>場合</p> <p>(3) 受注者の責により損害が生じた場合</p> <p><b>第32条 安全等の確保</b></p> <p>(中略)</p> <p>8 受注者は、屋外で行う測量業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>(1) 屋外で行う測量業務等に伴い伐採した立木等を<del>焼却</del>する<del>場合</del>には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。</p>	